

「栃木県地域職業能力開発促進協議会」の委員の募集
(職業紹介事業者等) について

栃木労働局では、栃木県と共催により、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、栃木県の区域において、地域の関係機関が参画し、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う栃木県地域職業能力開発促進協議会（以下「地域協議会」といいます。）を設置します。

つきましては、本協議会の構成員として参加いただく職業紹介事業者等を以下のとおり募集します。

1 構成員の役割

地域協議会で地域の人材ニーズ情報を共有する観点から、貴社（団体）が把握する求職者や求人者の動向等についてご説明をいただくとともに、訓練コースの設定等に関する意見交換へのご参加をお願いします。

2 構成員の任期

令和 7 年 11 月から令和 8 年 3 月 31 日までを予定しています。

募集にあたっては、会議時間の制限等の観点から構成員として 1 者程度となります。

3 応募要件

以下の要件を満たす特定募集情報等提供事業者（届出をしている事業者）若しくは有料職業紹介事業者又はその団体とします。

- ① 栃木県区域内の人材ニーズを把握しており、地域協議会において把握した人材ニーズに関して発言できること。
- ② 栃木県区域内に事業所が存在していること。
- ③ 過去 3 年以内に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。第 3 章第 4 節の規定を除く。）に基づく行政処分（許可を除く）を受けていないこと。

4 募集期間等

令和 7 年 8 月 13 日（水）から同年 8 月 26 日（火）の間募集します。

5 応募方法

募集期間内に、別紙様式に必要事項を記入の上、下記のアドレスまで電子メール（件名に「協議会（職業紹介）の応募」と記載）にてご提出ください。

shienshitsu-tochigikyoku@mhlw.go.jp

6 構成員の決定等

構成員の決定等については、後日（9月上旬、目途）ご連絡します。

7 本件に関するお問い合わせ先

栃木労働局職業安定部訓練課 佐藤、鈴木 TEL 028-610-3558